

等にも折衝を重ねてまいったわけでございます。お説のとおり、議会に對しましては申しわけない次第でございましたが、防衛施設庁もこのような金額まではよろしいだろうということでございます。又、どうせつくるならば将来に禍根を残さないようなりっぱなものをつくったほうがよろしいだろうということで、このようにさせていだいたわけでございます。なお起債につきましては自治省におきまして、福生市の現在の力、他市との比較等から申ししましても、もちろん将来予測される排水路、下水道等の問題もからみまして検討はしてまいったわけでございますが、この程度でございましたならばまだよろしいだろうということ、許可をいただけるつもりでございます。

十四、五億の予算を大幅に上回りました、この点はまことに申しわけないわけでございますが、この点ひとつ市民に誇りを持たせ、又将来にあのときにこうすればよかったということのないような、百年の大計で十分な施設を設置させていたきたいと思う次第でございます。起債の点につきましてはそういうことでございまして、議会に前もっていろいろとお諮りすればよろしかったわけでございますが、この点は私の不明でございましたので、おわびを申し上げる次第でございます。

ます。

○企画財政課長(上野重勝君)

今回市民会館で予定をしております起債の総額が七億三千五百五十万円でございまして、四十九年度末におきます起債の残高が十三億三千二百万円でございまして、あわせますと二十億ちよつとになる計算でございます。

○十九番(大野行夫君)

数字では簡単に二十億といいますが、起債の返済というものはこれからの経済情勢を考えたときに、現金だけでなく利息もついてまいりますので、相当綿密に考えなければならぬと思います。プロジェクトチームでいろいろと検討されるのは結構でございますが、これからの事業をやる上においては、まずこういう根本的な問題を検討されていかなければ、五十一年度の行政というのは大変むずかしくなってくるのではないかと思いますので、この点は特に嚴重に願いたいと思います。

もう一点の先ほど市長は答弁の中で、特別委員会の席でいろいろ熱心な意見でこういうふうな数字になりましたと言いましたけれども、特別委員会においてはこの工事の数字についてはほとんど発言されていない

わけです。指田議員が一回だけ十四、五億かかるのではないかということで、あとはしていないのですけれども、理事者側一方でこれを行ったように私は議事録では感じるのですが、その関係はどうなのか。

○議長(貫井喜代次君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十七分 休憩

午前十時四十九分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十九番(大野行夫君) 現時点において、二十億の起債を全額償還するの何年かかるか。又、二十億に対する利息がどのくらいになるか。

○企画財政課長(上野重勝君) 一般的にはこのような施設は十五年ないし三十年で償還するようになっており、利息は七・五%程度を現在予定をしております。元利償還でいきますので、これを平年度化すると、一年間に市民会館分の返還額が六千八百七十七万円程度、これに従来のものが一億五千九百万円ほどありますので、二億二千五百万円程度を返すようになります。これは三十

年ですともう少し低くなりますが、二十五年ということをやっていきますと、二億二千五百万円ぐらいの年間償還額ということになるわけでございます。

○十九番(大野行夫君) ただいまの御答弁でよくわかりましたが、このような大きな数字になるわけでございますので、これからの市の財政のあり方の中にこの起債ということをしかりと計画されまして、そして有意義な事業を進めていっていただきたいということを強く要望いたします。

市民会館の十五億の補正予算の関係でございますが、これにつきまして、は市の最大の行事であり、われわれもこれに対しては全面的に応援することはやぶさかではございません。ただこういう問題を正式な席でわれわれ全議員に知らせていただきたい。それで協力するところは全面的に協力していくと、こういう考え方がこれからの地方政治の行き方ではないかと思っておりますので、その点もあわせて要望いたしまして、質問を終わります。

○十番(指田保雄君) 社会教育費の学習等供用施設等建設費の工事請負費で解体工事二千五百万円とあるが、旧市民会館の解体工事は木水産業と二千五百万円で契約したと記憶しているが、この差はどういうことか。

○教育委員会庶務課長(内田和雄君) この二千五百万円は先ほど上野課長からも御答弁申し上げましたが、仮称福生市民会館の予算を学習等供用施設に切りかえたということで、その数字がここに載ってきているわけであるが、現実には細かい数字は確か二千百万円程度の契約で事業は終わっており、これは組みかえているということです。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第一号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村野武男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第一号は原

案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第四議案第二号 福生南部第二処理分区S-1

五十推進工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、議案第二号

につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は福生南部第二処理分区S-1五十推進工事請負契約につきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事は内出の十字路から多摩河原区画整理の二・二九号線に至る下水道管内径八百ミリのものを、延長三百四十三メートルにわたって設置しようとするものでございます。別紙添付資料のとおり十社をもつて入札をいたしましたところ、飛島建設株式会社東京支店取締役支店長荻田昌



宏氏に一億五千万円で落札をしたものでございます。なお、工期につきましては、契約確定の日から昭和五十一年十二月二十五日までと予定をいたしております。

大変雑駁でございますが、説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

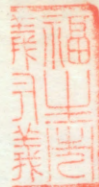
○四番(村野武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり同意されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村野武男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり同意されたい旨の動議が提出されました。



が、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二号は原案どおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第五請願第十二号 福生市交通安全推進委員への被服支給に関する請願書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、審査報告をさせていただきます。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして本請願について補足して報告いたします。

当日委員一名の病欠があり、又請願者より傍聴の申し出がありません。

たのでこれを許可いたしました。

本案は昭和五十年十二月二十五日第四回定例会第三日目に追加議案として厚生委員会に付託されたものであります。議員各位の御承知のとおり紹介議員も六名の方々によりなされ、提案理由の内容にもあったとおり、昭和五十一年度から福生市の交通安全推進委員会に対して被服を支給願いたいという趣旨であります。

審査においては、福生、秋川、羽村、瑞穂の二市二町中、福生を除く一市二町は昭和五十一年度で被服支給ができるような状況にあるが、福生市においては七夕祭りの大きな行事等、又交通量も他市町より激しくなっていることを考えるときに、福生の交通安全推進委員のみが古い服を着て活動していることはまことにしのびないことである。財政困難な折であるが、ぜひ善処されたいという発言に対し、理事者より、確かに福生を除く一市二町はそのような状況にある。中でも羽村はすでに制服をつくり着用している。瑞穂は女性の分のみつくっている。そこで現在五十一年度予算においてその実現につき検討していく考えであるとの発言があり、採決いたしました結果、全員一致

本請願は採択すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ委員会決定どおりお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第十二号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本

件は委員会報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって請願第十二号

は委員会報告どおり採択と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第六請願第十三号保育ママさん制度の実施に関する請願書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

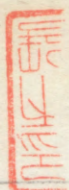
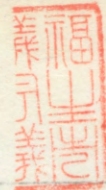
○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして、本請願について補足して御報告申し上げます。

当日は委員一名の病欠がありました。

まず請願審査に先立ち、委員より他市町の保育ママ制度の実態を説明されたいとの申し出があり、福祉事務所長より説明がありました。それによると、昭和四十四年に都の指導要綱によって保育ママさん、いわゆる家庭福祉員制度ができ、教員とか看護婦、保健婦などの資格を有する二十五歳から六十歳までの女性で、六歳未満の子供がおらず、かつ育児専用室として一階に九・九平方メートル以上の部屋があることという条件があり、市長が認めた三歳未満児を三人まで保育できるという制度であります。又、この保育料は市長と家庭福祉員が協議した額を保護者が支払います。



私うようになっております。こうした家庭福祉員制度を実施しているのは都下各市において約半数近くのようにあります。という説明があり、各委員より発言がなされました。

本制度を実施する場合、新聞にもまま報道されているように、各市で死亡事故が発生しており、その場合の措置権者が市長であるということからいろいろ問題が起こっている。ある市では死亡事故に対して、市、家庭福祉員、保護者の三者で話し合い、市では補償料を予算化したか市には責任がないという理由で議会において否決された例もある。そうした補償問題もあり、又本制度を実施しなければならない市町はおおむね保育行政がおくれているところが多い。その点福生市は都下でも保育率が高く、今後も新しく民間保育園もできるやに聞いており、ゼロ歳児保育施設もふえるということも考えれば、あえて本制度を採用しなくてもいいのではないか。あるいは基本的な問題として親が子供を育てるということも考えなければならぬ。こうした意見が活発に出されたわけでありま。

いずれにいたしましても本請願については、児童福祉法における精神は認められるにしても、実施市における本制度の実態も必ずしも万全な運営が行われているとは思われず、特に事故発生時における責任問題等につき、十分検討されてからでないとなかなかむずかしいのではないかと
いうことから、本請願は全会一致不採択と決定した次第でございます。
何とぞ当委員会決定とおりにお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第十三号に対する委員会の報告は不採択と決定でありますので、これより起立によって採決いたします。
請願第十三号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。



(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立二名少数であります。よって請願第十三

号は委員会報告とおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十一年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午前十一時七分 閉議・閉会

署名議員

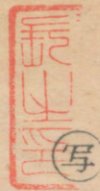
福生市議会議長 貫井喜代次

議員 岩田 博

議員 堀野 鉄之助

議員 原 敏子





福庶発第三千百七十号

昭和五十一年一月二十三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

昭和五十一年第一回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十一年一月二十三日付け、福生市告示第四号（別紙参照）をもつて、昭和五十一年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



(写)

福生市告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき昭和五十一年第一回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十一年一月二十三日

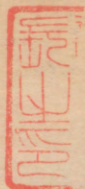
福生市長 石 川 常太郎 印

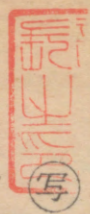
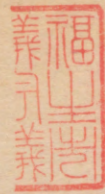
一期 日 昭和五十一年一月三十日

二場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 昭和五十年度福生市一般会計補正予算（第五号）
- (2) 福生市交通安全推進委員への被服支給に関する請願書
- (3) 保育ママさん制度の実施に関する請願書





福生市告示第五号

昭和五十一年一月三十日招集の昭和五十一年第一回福生市議会臨時会に付議する事件を
次のとおり追加する。

昭和五十一年一月二十六日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 福生南部第二処理分区S-I五十推進工事請負契約